



ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」

平成 22 年 9 月 3 日

各 位



株式会社イデアインターナショナル
代表取締役社長 橋本雅治
(コード番号：3140 大証ヘラクレス)
問合せ先：常務取締役経営管理部長
松原元成
(TEL 03-5446-9505)

**(訂正)「第三者割当による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行並びに
主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部訂正について**

平成 22 年 8 月 25 日に発表いたしました「第三者割当による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」について一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

訂正箇所は下線で示しております。

記

1. 訂正理由

今回当社で発行する転換社債型新株予約権付社債は行使価額が7ヶ月に1回の頻度で修正される条項が付されていますので、株式会社大阪証券取引所の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定める「MSCB等」(上場会社が発行するCB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額が、6ヶ月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券などの価格を規準として修正が行われ得る旨の発行条件)には該当いたしません。企業内容等の開示に関する内閣府令に定める「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」には該当するため、これを訂正いたします。

また、転換条件に関する説明に不足がございましたので、合わせて訂正いたします。

2. 訂正箇所

(1) 2ページ目の「1. 募集の概要」

(訂正前)

(1) 発行期日	平成22年9月30日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金10,000,000円(額面100円につき金100円) 各本新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	585,651株
(5) 資金調達額	金400,000,000円
(6) 行使価額(又は転換価額)	本新株予約権に行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円。なお、転換価額は平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日において、別紙発行要項第15項第(10)号の通り修正されることがあります。ただし下限転換価額は479円(当初転換価額の70%)、上限転換価額は888円(当初転換価額の130%)とします。また、本新株予約権付社債はMSCBには該当しません。
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当により全額エレコム株式会社に割当てる。
(8) 償還期限	平成25年9月30日
(9) 償還金額	額面100円につき金103円
(10) 利率	本社債には利息を付さない
(11) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(訂正後)

(1) 発行期日	平成22年9月30日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金10,000,000円(額面100円につき金100円) 各本新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	585,651株
(5) 資金調達額	金400,000,000円
(6) 行使価額(又は転換価額)	本新株予約権に行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円。なお、転換価額は平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日において、別紙発行要項第15項第(10)号の通り修正されることがあります。ただし下限転換価額は479円(当初転換価額の70%)、上限転換価額は888円(当初転換価額の130%)とします。また、本新株予約権付社債は、株式会社大阪証券取引所の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定める「MSCB等」には該当しません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当により全額エレコム株式会社に割当てる。

(割 当 先)	
(8) 償 還 期 限	平成 25 年 9 月 30 日
(9) 償 還 金 額	額面 100 円につき金 103 円
(10) 利 率	本社債には利息を付さない
(11) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2) 5 ページ目の「 5 . 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 2 . 新株予約権付社債」

(訂正前)

(前略)

なお、本新株予約権付社債の発行に関する監査役会の意見については、第三者評価機関による算定結果との比較において当初転換価額が適正かつ妥当な価額であることを確認していること、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定）のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されていること、早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の当初転換価額は合理性があり妥当であると考えており、特に有利な価額及び条件での発行に該当しない旨の意見を得ております。

(訂正後)

(前略)

なお、本新株予約権付社債の発行に関する監査役会の意見については、第三者評価機関による算定結果との比較において当初転換価額が適正かつ妥当な価額であることを確認していること、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定）当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されていること、早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の当初転換価額は合理性があり妥当であると考えており、特に有利な価額及び条件での発行に該当しない旨の意見を得ております。

(3) 6 ページ目以降の「5. 発行条件等の合理性(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」

(訂正前)

(前略)

また、第三者割当による新株予約権付社債を合わせて選択した理由といたしましては、短期的な資金需要(3.(2) 記載の借入金の返済、新店舗への投資)をまかなうために全てを新株式発行にて発行した場合、発行時に一度に株式の希薄化が生じることとなります。それに対して新株予約権付社債を発行する場合は、株式の希薄化の影響が分散して生じることになり、既存株主の利益に一定の配慮ができるものといえます。また、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合(当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定) 当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行することを決議した場合(当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定) のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されていることから、本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行を合わせて選択することは、当社の既存株主の得られるメリットは非常に大きいと判断しております。

(中略)

また、前述の通り、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合(当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定) 当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合(当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定) のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されていること、平成 25 年 7 月 1 日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされていること等、当社において希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計がなされており、急激な希薄化の進行は防止可能であると判断いたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、第三者割当による新株予約権付社債を合わせて選択した理由といたしましては、短期的な資金需要(3.(2) 記載の借入金の返済、新店舗への投資)をまかなうために全てを新株式発行にて発行した場合、発行時に一度に株式の希薄化が生じることとなります。それに対して新株予約権付社債を発行する場合は、株式の希薄化の影響が分散して生じることになり、既存株主の利益に一定の配慮ができるものといえます。また、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合(当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定) 当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権

(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行することを決議した場合(当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されていることから、本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行を合わせて選択することは、当社の既存株主の得られるメリットは非常に大きいと判断しております。

(中略)

また、前述の通り、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合(当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定) 当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合(当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されおり、当社普通株式への転換が制限されていること、平成 25 年 7 月 1 日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされていること等、当社において希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計がなされており、急激な希薄化の進行は防止可能であると判断いたしました。

(後略)

以上